平成12年度農林水産省補助事業

木質材料による内装仕上げ マニュアル

平成13年3月

財団法人 日本住宅・木材技術センター

ま　え　が　き

このところ、木質材料が建築材料として、大分見直されてきているように思います。

しかし、実際の需要との結びつきとなると今一つ明確になっていません。統計的に見ても、木造率は年々減少の傾向にありますし、木材使用の原単位も低下傾向にあるようです。事実、木材が使われていいように思われる室内で、それがほとんど使われていない、という例もよく見られます。

これは木質内装が法的に厳しく規制されているからだ、と思いこんでいる人も少なくないように思います。たしかに法規制はありますが、それが必要以上に過大に受取られて、使えるところまで使わないというケースがたくさんあるように思います。勉強が足りないという見方もありますが、元来、法規などというものはなじみにくいものですので、やむを得ない点もあります。

そこで、関係法規を勉強し易くしようというのがこのマニュアルです。

このマニュアルは、建物の内装にどのような制限があるか、また、木質材料をどう使うことができるかを判り易く示したものです。法令になじみのない人でも、これによって、直ちに内装としての木質材料の使用の可否を知ることができると思いますし、同時に、新たな商品開発の契機となるようにも思います。

今、スギをはじめとする人工林が成熟期を迎えようとしており、その有効利用が林材界の重要課題となっていますが、それは、内装材としての利用開発が大きなポイントのように思います。このマニュアルは、こうした課題の解決に多少なりともお役に立つことができればと念じて作成したものです。

なお、本書は、1980年に作成したものを、2000年の建築基準法規の改正に合せて、一部の見直しも含めて改訂したものです。

財団法人　日本住宅・木材技術センター
岡　　勝　男

目　　次

第１章　はじめに・・・1
1.1　このマニュアルの構成と使い方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1.2　内装仕上げ材料の防火上のグレーディングと木質材料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
1.3　建築防火上の内装仕上げ材料の使用基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第２章　建築物の内装仕上げ材料の選定の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
2.1　材料選定の手順・・・9
2.2　構造別・規模別チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（１）地下街チェックリスト・・12
（２）規模等チェックリスト・・12
（３）無窓の居室チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（４）火気使用室チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
2.3　用途別のチェックリスト・・・14
（１）戸建住宅チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（２）長屋（連続建住宅）チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（３）共同住宅（重ね建住宅）チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
（４）学校・体育館チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
（５）劇場･映画館･演芸場･観覧場･公会堂･集会場チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・17
（６）「病院･ホテル･寄宿舎･養老院･児童福祉施設等」チェックリスト・・・・・・・・・・・18
（７）「百貨店･キャバレー･遊技場･料飲店･店舗等」チェックリスト・・・・・・・・・・・・・19
（８）自動車車庫･自動車修理工場チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

＜附＞・・・22

第１章　はじめに

１．１　このマニュアルの構成と使い方

このマニュアルでは、建築防火基準としての内装材料の使用基準（いわゆる、「内装制限」）と、木材（板材）及びその他の木質材料との関係を、判り易く示しています。一読して戴けばすぐ判るように、木質材料を使用できる分野は、広範にわたっています。

木質材料が使えるかどうかをチェックするには、まず、第２章2.1（ｐ－10）にあるフローチャートに従って、どのチェックリストによるかを検討して下さい。

1.3（1）～（9）のチェックリストには、「参考チェックリスト」を表示してあるが、これに該当する場合、2.2の(2)～(4)のチェックリストを検討する必要のあることを示しています。例えば、2.2と2.3の双方に該当する室等は、2.2と2.3のどちらか厳しいほうの基準による必要があります。

このマニュアルのチェックリストのうち、特別避難階段及び避難階段並びに地下街及び11階以上の部分についての内容は、建築基準法上では内装制限の規定に属しませんが、実際上、内装仕上げ基準を包含していますので、チェックリストに掲載してあります。

なお、このマニュアルに用いられている用語のほとんどは、建築基準法で厳密に定義付けされています。従って、その意味や使い分けは、正確に行うよう努めましたが、判り易さを念頭に置くあまり、法律的厳密さに欠ける表現等も若干あります。

念のため付言しておきます。

（これらの用語の解説をこのマニュアルで行うと、非常に膨大になりますので、建築基準法、同法施行令、同法施行規則及び関係の建設省告示によって、確かめて下さい。）

なお、各チェックリストには、できるだけ関係する法令の条項を付記しました。チェックリストの見出しの右側に主要な条項を、リスト中にその記載内容と特に関係の深い条項を示しました。

注：法　－建築基準法
　　令　－建築基準法施行令
　　建告－建設省告示

１．２ 内装仕上げ材料の防火上のグレーディングと木質材料

一般に、建築物火災の成長過程を眺めると、火種から、まず、壁に着火し、壁から天井に燃え拡がっていく。壁及び天井が燃え難いもので作られている場合は、火災の成長速度は小さく、従って、本格的火災になることが少ない。

火災時に恐ろしいことの一つに、フラッシュオーバー現象がある。部屋の形状、大きさ、開口部の状態等で時間の長短はあるが、壁が燃え上がり、あるいは、天井にまで燃え拡がろうという段階で、天井近くに溜った熱分解ガスが、爆発的に燃焼し、室内は全面的火災となる。このとき室内の酸素は急激に消費されて、いわゆる、酸欠状態になり、一酸化炭素が大量に発生する。

（このときに熱、一酸化炭素等によって在室者の生命が奪われ、室外に流出した一酸化炭素その他の有毒なガスは、これまた他の部屋の人々に重大な危害を与えることになる。）

従来の木造建築物の場合、天井が燃えて、天井裏に火が入ると、最早、消火することができなくなるので、天井を燃え難くすることは、さらに、重要である。

建築基準法における内装制限は、以上のようなことから設定されている最低限の基準であることを理解しておく必要がある。

さて、建築基準法では、建築材料の防火性能（不燃性等）を三つに区分し、行政運営上、個々の材料について国土交通省で認定している。

（１） 不燃材料　通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間、

・燃焼しないこと

・防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないこと

・避難上有害な煙又はガスを発生しないこと（外部に使用するものは除く）

代表的なものはコンクリート、れんが、瓦、陶磁器質タイル、石綿スレート、鉄鋼、アルミニウム、金属板、ガラス、モルタル、しっくい、石、せっこうボード(厚さが12mm以上、ボード用原紙の厚さが0.6mm以下)、ロックウール、ケイ酸カルシウム板(厚さ5mm以上)等である。

（２） 準不燃材料　通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間、

・燃焼しないこと

・防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないこと

・避難上有害な煙又はガスを発生しないこと（外部に使用するものは除く）

代表的なものは、不燃材料、せっこうボード(厚さが9mm以上、ボード用原紙の厚さが0.6mm以下)、木毛セメント板(厚さが15mm以上)、硬質木片セメント板(かさ比重

0.5以上、厚さが9mm以上)、パルプセメント板(厚さが6mm以上)等のほか、種々の複合板がある。

不燃材料（一部を除く）を含む。

（３） 難燃材料　通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後5分間、

・燃焼しないこと

・防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないこと

・避難上有害な煙又はガスを発生しないこと（外部に使用するものは除く）

代表的なものは、準不燃材料、難燃合板(厚さが5.5mm以上)、せっこうボード(厚さが7mm以上、ボード用原紙の厚さが0.5mm以下)等のほか、難燃合板、パーティクルボード、軟質繊維板等を基材にして、表面に加工した木質材料系のものなどがある。

準不燃材料（一部を除く）を含む。

以上の３区分に該当しないもの、すなわち、一般の木材その他の木質材料は、建築基準法上は、内装仕上げ材料として防火材料としての取扱いはされないが、実際には、厚みのあるものは燃え難いので、設計（材料選択）の際には、できるだけ、厚いものを使うように心掛けたいものである。

また、具体的な内装仕上げの基準では、難燃材料、準不燃材料の他に「難燃材料でした仕上げに準ずる仕上げ」（平成１２年建設省告示第１４３９号)、「準不燃材料でした仕上げに準ずる仕上げ」（告示未制定）が定められ、以前に比べ、木質材料を仕上げ材として使用する余地が大きくなっている。同告示の内容を次頁に概説する。

注：法律的には、防火材料という用語はないが、一般的には上記のものがいわれている。

［参考］　難燃材料でした仕上げに準ずる仕上げ　の概要

（平成１２年建設省告示第１４３９号）

第１　建築基準法施行令第 129条第１項第１号ロ及び同条第４項第２号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる材料の組み合わせは、次に定めるものとする。

１　天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに面する部分を除く。）の仕上げにあっては、準不燃材料ですること。

２　壁の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに面する部分を除く。）の仕上げにあっては、木材、合板、構造用パネル、パーティクルボード若しくは繊維板（これらの表面に不燃性を有する壁張り下地用パテを下塗りする等防火上支障のないように措置した上で壁紙を張ったものを含む。以下「木材等」という。）又は木材等及び難燃材料ですること。

第２　建築基準法施行令第 129条第１項第１号ロ及び同条第４項第２号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げの方法は、第１第２号の木材等に係わる仕上げの部分を次に定めるところによりすることとする。ただし、実験によって防火上支障がないことが確かめられた場合においては、この限りではない。

１　木材等の表面に、火炎伝播を著しく助長するような溝を設けないこと。

２　木材等の取付方法は、次のイ又はロのいずれかとすること。ただし、木材等の厚さが25mm以上である場合においては、この限りでない。

イ　木材等の厚さが10mm以上の場合にあっては、壁の内部での火炎伝播を有効に防止することができるように配置された柱、間柱その他の垂直部材及びはり、胴縁その他の横架材（それぞれ相互の間隔が１ｍ以内に配置されたものに限る。）に取り付け、又は難燃材料の壁に直接取り付けること。

ロ　木材等の厚さが10mm未満の場合にあっては、難燃材料の壁に直接取り付けること。

内装の仕上げに用いることができる材料は、以下の材料である。

① 仕上げ材料は、木材、合板、構造用パネル（JSA に適合するもの）、パーティクルボード(JIS A 5908に適合するもの）、繊維板(JIS A 5907(硬質繊維板)、JIS A 5906(中質繊維板)及びJIS A 5905(軟質繊維板)に適合するもの)

② ①の木材の表面に、不燃性のパテ（有機物の含有率が10％以下のもの）を下塗りする等防火上支障がないよう措置した上で壁紙を張ったもの。壁紙としては、壁装材料として不燃材料、準不燃材料等の認定を受けたものである必要がないが、織物等で著しく厚いもの（有機量が230g／㎡以上のもの）等は不適切である。（基材同等の認定を受けたものであれば、有機量の制限はない。）

③ ①又は②と不燃材料、準不燃材料、難燃材料を組み合わせたもの。

ただし、①の木材等を用いる場合は、以下の条件に適合する必要がある。

(1) 木材等の表面に、次の①から④のすべてに該当する火炎伝播を著しく助長するような溝がないこと。

① 溝の深さが10mm以上、かつ、その幅が深さの２倍以下であるもの

② 溝の方向が水平面と30°以上のもの

③ 溝の位置が床面から上方1.2mを超える部分にあるもの

④ 上記①～③の溝が、壁に最も近い幅１ｍの範囲内の部分で、下式によって計算した値が２以上のもの

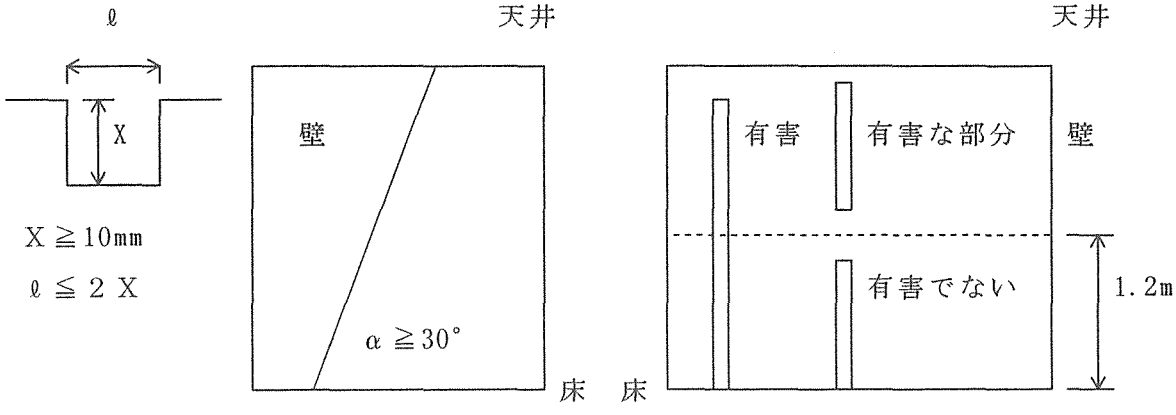

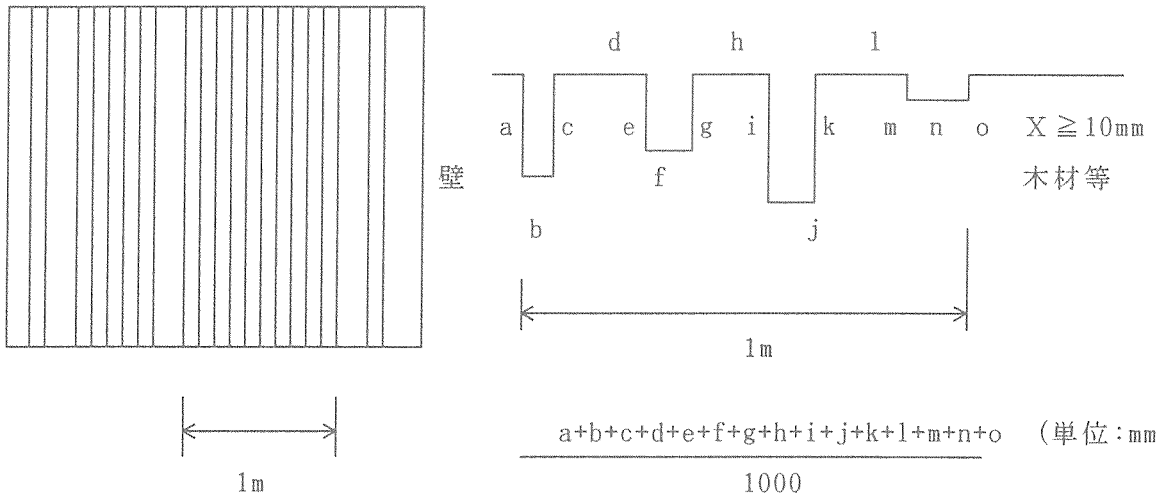
d
h
l
a
c
e
g
i
k
m
n
o
X≧10mm
壁
f
木材等
b
j
1m
1m
a+b+c+d+e+f+g+h+i+j+k+l+m+n+o
1000
(単位:mm)

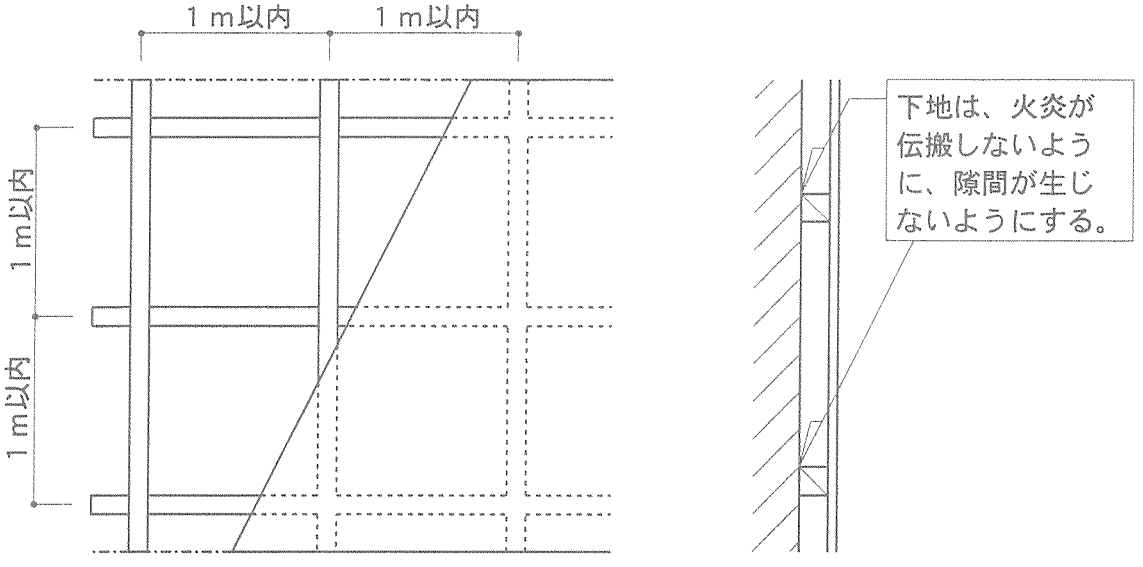
1 m以内
1 m以内
1 m以内
1 m以内
下地は、火災が伝搬しないように、隙間が生じないようにする。

１．３ 建築防火上の内装仕上げ材料の使用基準

建築基準法では、既述のように、いわゆる内装制限として、建築物の用途・規模・構造等に応じて、壁及び天井の内装仕上げ材料の使用基準を定めている。

なお、例外等の主要なものは、次のとおりである。

（１）「自動式のスプリンクラー設備等」（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの）と「令１２６条の３に適合する排煙設備」の双方を設けた部分（地下街、避難階段・特別避難階段を除く。）には、内装制限は、適用されない。

（２） 一般の居室等（火気使用室、避難路の部分等を除く。）の壁については、原則として、床からの高さが１．２メートル以内の部分（俗にいう腰壁）は、内装制限の対象としていない。

但し特殊建築物の内装制限で、自動車車庫、地階等の居室、無窓の居室及びこれ等から地上に通じる廊下、階段等の部分並びに調理室については壁の床から１．２メートル以下の部分についても内装制限の対象となる。

（令第１２９条第１項～第６項）

（３） 床の仕上げ材料については、特別避難階段及び避難階段の部分を除き、建築基準法では、とくに、防火上の制限を定めていない。（因みに、消防法では、じゅうたん等について一定の防炎性を要求している。）

これらの使用基準の全貌を厳密に解説することは、このマニュアルの目的ではないので、第２章のチェックリストにおいては、木質材料の使用の可否のみを示してある。

注：このマニュアルには、いわゆる、内装制限といわれる、「特殊建築物等の内装」（建築基準法第３５条の２、及び同法施行令第１２８条の３の２～第１２９条）のほか、内装仕上げに関係の深い「防火区画」（同法施行令第１１２条）及び「地下街」（同法施行令第１２８条の３）についても掲載してある。

第２章　建築物の内装仕上げ材料の選定の手順

２．１ 材料選定の手順

フローチャートに示す手順に従って、２．２及び２．３の、それぞれのチェックリストによって検討すれば、木質材料を内装仕上げに使うことができるかどうか、知ることができる。

フローチャートは、上から下へ順をたどるが、途中の◇型の設問で、もし答えがＹｅｓならば、その◇型の右のチェックリストに移って検討することとし、もし、答えがＮｏならば、すぐ下の◇型の設問に移って検討するという、流れで構成されている。

二つの項目に該当する建築物又は建築物の部分は、該当するそれらの二つのチェックリストに示された使用基準のうち、厳しいものによることとなる。例えば、居室にも火気使用室にも該当する室が、それぞれのチェックリストで、使用基準がＡとＢである場合は、Ｂによる必要がある。

また、避難階段又は特別避難階段が要求される場合は、階段自体を耐火構造とし、壁及び天井の内装仕上げ材料は、下地を含めて、不燃材料とする必要がある。

なお、チェックリストに用いられているＡ～Ｄの表示記号の意味については、次の表「チェックリスト中の表示記号」を参照してください。

また、建築基準法施行令第１２９条の２（いわゆる「階避難安全検証法」により、階避難安全性能が確かめられた場合）または第１２９条の２の２（いわゆる「全館避難安全検証法」により、全館避難安全性能が確かめられた場合）を適用することにより、内装制限の基準を免除することができる。

表：チェックリスト中の表示番号

室・部位 ＼ チェックリストの表示番号	居室・火気使用室			避難路（廊下、階段、通路等）（ただし、避難経路・特別避難階段は除く）	
	天井（屋根）	上部（壁）	腰壁	天井（屋根）	壁
A	◎	◎	◎	◎	◎
B	○	○	◎	×	×
C	×	×	◎	×	×
D	×	×	×	×	×

注１：表の中の記号の説明
　◎　すべての木質材料の**使用可**
　○　難燃材料又は難燃材料に準ずる木質材料の**使用可**
　×　木質材料の**使用不可**
　　（ただし、回り縁、窓台、その他これらに類する部分は、可。）
　　（使用材料の防火性能が準不燃のもしくは不燃でなければならない場合）
注２：天井がないときは、屋根の屋内面が対象となる。
注３：ここでいう「腰壁」とは、床面から高さが 1.2 メートル以下の部分をいい、「上部壁」とは、腰壁より上の壁の部分をいう。
注４：ここでいう「避難路」とは、居室等から、地上に通ずる廊下、階段、通路等をいう。避難路のうち、避難階段及び特別避難階段については、階段を耐火構造とし、周囲（いわゆる、階段室等）の仕上げは、下地を含めて不燃材料とする必要がある。
注５：非常用エレベーター乗降ロビーは、下地、仕上げ共に不燃材料とする。
注６：腰壁は P-7 の (2) の但し書きのように制限を受ける場合がある。

材料選定のフローチャート（手順）

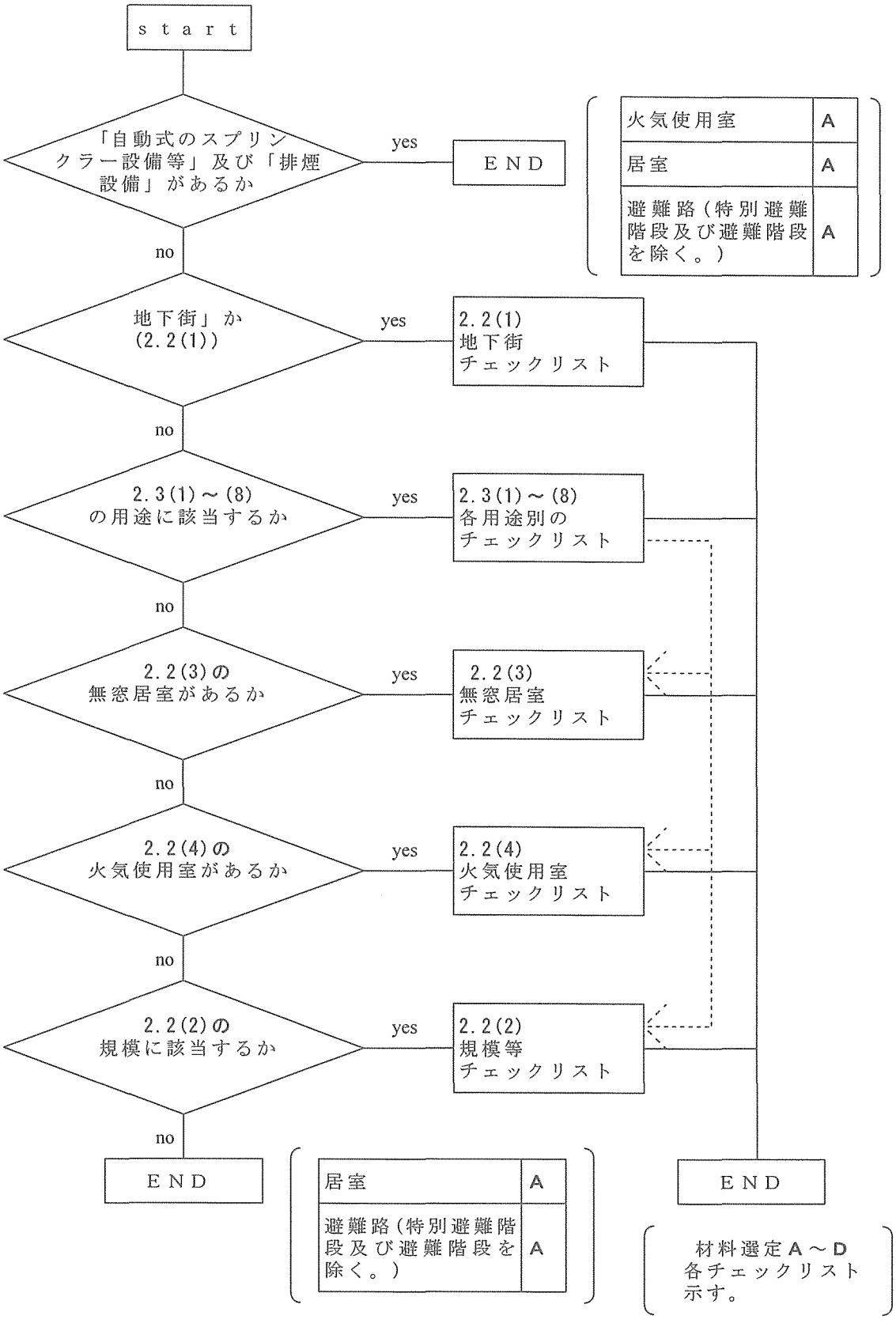

注：------は、当該部分がある場合の手順（フロー）を示す。

２．２　構造別・規模別チェックリスト

（１）地下街チェックリスト

用途・構造等 ＼ 対象部分		各構え（各戸）	地下鉄
イ．用途別チェックリストの（１）～（３）の用途に該当せず、かつ、無窓の居室でない場合	100 ㎡以下に防火区画された部分（令第 128 条の 4 第 1 項第 3 号） 自動式のスプリンクラー設備等のある場合は、200 ㎡（令第 112 条）	A	D
ロ．その他の場合		D	
注１：地下街　一般公共の歩行の用に供される地下工作物内の道（地下道）に面して設けられた店舗、事務所その他これに類するものの一団を地下街といっている（令第 128 条の 3）。			

（２）規模等チェックリスト
（令第 129 条第 4 項、令第 128 の 4 第 2 、3 項）

規模・高さ等 ＼ 対象部分		居室	避難路（特別避難階段・避難階段を除く。）
イ．規模（注 1,2）	階数≧ 3、延べ面積＞ 500 ㎡ 階数＝ 2、延べ面積＞ 1000 ㎡ 階数＝ 1、延べ面積＞ 3000 ㎡	B（注 3）	D（注 3）
ロ．11 階以上の部分	100 ㎡以下に防火区画された部分 （自動式スプリンクラー設備等のある場合は 200 ㎡） （令第 112 条第 5 項）	A	D
	≦ 200 ㎡　特定防火設備で区画されたもので仕上げ及び下地共準不燃材料のもの ≦ 500 ㎡　特定防火設備で区画されたもので仕上げ不燃材料、下地準不燃材料のもの （令第 112 条第 6 項、第 7 項）	C	
注 1：①学校（スポーツ施設を含む）及び② 100 ㎡以内ごとに防火区画され、特殊建築物の用途に供しない居室で耐火建築物の高さが 31 m 以下の部分は対象外 A 注 2：チェックリスト 2.3 －(3)及び(6)のものは高さ 31 m 以下の部分については、上表のイによらず、それぞれのチェックリストによる。 注 3：自動式のスプリンクラー設備等、及び排煙設備のある場合は、イ.の B 及び D は、いずれも A となる。 （令第 129 条第 7 項）			

（３）無窓の居室チェックリスト
（令第 128 条の 3 の 2、令第 129 条第 5 項）

構造・規模等 ＼ 対象部分		居室	避難路（特別避難階段・避難階段を除く。）
イ．排煙上有効な開口部の面積が、床面積の 1/50 未満の居室（天井高 6 m を越えるものを除く）	床面積≦ 50 ㎡	A	A
	床面積≧ 50 ㎡	D	D
ロ．法第 28 条第 1 項ただし書きの室で、採光上有効な開口部のない居室（天井高 6 m を越えるものを除く）		D	D
注 1：自動式のスプリンクラー設備等、及び排煙設備のある場合は、イ及びロにおけるＤは、Ａとなる。（令第 129 場第 7 項）			

（４）火気使用室チェックリスト
（令第 128 条の 4 第 4 項、令第 129 条第 6 項）

建築物の構造 ＼ 対象部分	火気使用室
イ．主要構造部が、耐火構造の場合	A
ロ．その他の場合	D
注 1：火気使用室　調理室、浴室、乾燥室、ボイラー室、作業室その他の室で、かまど、こんろ、ストーブ、炉、ボイラー、内燃機 関その他火を使用する設備・器具を設けた室。（一般に、住宅台所は該当。また、暖炉付きの居間も該当するが、季節的使用の可搬のストーブを置く室は対象外）	

２．３　用途別チェックリスト

（１）戸建住宅チェックリスト

（２）長屋（連続建住宅）チェックリスト

（注：いわゆる、テラスハウス、タウンハウス等を含む）

<table>
<tr><td colspan="2">対象部分
構造・規模等</td><td colspan="2">a．火気使用室
（令第 128 条の 4 第 4 項、第 129 条第 6 項）</td><td>b．居室</td><td>c．避難路</td></tr>
<tr><td colspan="2">イ．耐火建築物</td><td colspan="2">A</td><td>A</td><td>A</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ロ．木造その他の建築物</td><td>階数＝１</td><td colspan="2">A</td><td>A</td><td>A</td></tr>
<tr><td rowspan="2">階数＝２</td><td>２　　階</td><td>A</td><td>A</td><td rowspan="2">A</td></tr>
<tr><td>１　　階</td><td>D</td><td>A
（a．以外）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">階数≧３
（木造は、＝３）</td><td>最上階</td><td>A</td><td>A</td><td rowspan="2">A</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>D</td><td>A
（a．以外）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">参考チェックリスト</td><td colspan="5">延べ床面積が、500 ㎡を超える場合→ 2.2(2)規模等チェックリスト</td></tr>
<tr><td colspan="5">無窓居室の場合　　→ 2.2(3)無窓居室チェックリスト</td></tr>
</table>

（３）共同住宅（重ね建住宅）チェックリスト
（令第 128 条の 4 第 1 項第 1 号、令第 129 条第 1 項）

<table>
<tr><th colspan="2">対象部分
対象となる建築物の構造・規模等</th><th colspan="2">a. 火気使用室（令第 128 条の 4 第 4 項、第 129 条第 6 項）</th><th>b. 居室</th><th>c. 避難路
（d. 以外）</th><th>d. 特別避難階段・避難階段</th></tr>
<tr><td colspan="2">イ. 自動式スプリンクラー設備等、及び排煙設備のある場合（令第 129 条第 7 項）</td><td colspan="2">A</td><td>A</td><td>A</td><td>D
（階段は耐火構造）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ロ. 耐火建築物（イ. 以外）</td><td>3 階以上の部分の床面積の合計 ≧ 300 ㎡
（31m 以下の部分の住戸で 200 ㎡以下に防火区画されたものを除く）</td><td colspan="2">A</td><td>B
（3 階以上に居室がある場合、天井に木質材料は、不可）</td><td>D</td><td rowspan="2">D
（階段は耐火構造）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">A</td><td>A</td><td>A</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ハ. 準耐火建築物（イ. 以外）（階数=2）</td><td rowspan="2">2 階部分の床面積の合計 ≧ 300 ㎡</td><td>2 階</td><td>A
（b. 以外）</td><td>B</td><td rowspan="2">D</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>1 階</td><td>D</td><td>B
（a. 以外）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>2 階</td><td>A</td><td>A</td><td rowspan="2">A</td></tr>
<tr><td>1 階</td><td>D</td><td>A
（a. 以外）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ニ. 木造その他の建築物（イ. 以外）（階数=2）</td><td rowspan="2">床面積の合計 ≧ 200 ㎡</td><td>2 階</td><td>A
（b. 以外）</td><td>B</td><td rowspan="2">D</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>1 階</td><td>D</td><td>B
（a. 以外）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>2 階</td><td>A</td><td>A</td><td rowspan="2">A</td></tr>
<tr><td>1 階</td><td>D</td><td>A
（a. 以外）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">参考チェックリスト</td><td colspan="6">延べ面積が 500 ㎡を超える場合 → 2.2(2) 規模等チェックリスト</td></tr>
<tr><td colspan="6">11 階以上の部分の場合 → 2.2(2) 規模等チェックリスト</td></tr>
<tr><td colspan="6">無窓の居室の場合 → 2.2(3) 無窓の居室チェックリスト</td></tr>
</table>

（４）学校・体育館チェックリスト
（令第 128 条の 4 第 2、3 項、令第 129 条第 4 項）

対象部分 構造・規模等	a. 火気使用室	b. 居室	c. 避難路	d. 特別避難階段 ・避難階段
一般の場合	A （主要構造部が、耐火構造でない場合は D）	A	A	D
参考チェックリスト	11 階以上の部分の場合 → 2.2(2)規模等チェックリスト			
	無窓の居室の場合 → 2.2(3)無窓の居室チェックリスト			

（５）劇場・映画館・演芸場・公会堂・集会場チェックリスト

（令第 128 条の 4 第 1 項第 1 号、令第 129 条第 1 項）

対象となる ＼ 対象部分			居　室（客席以外を含む）	避難路（特別避難階段・避難階段）
構　造	客席の規模	地上・地下の別		
イ．自動式スプリンクラー設備等、及び排煙設備のある場合（令第 129 条第 7 項）			A	A
ロ．耐火建築物（イ．以外）	＜ 400 ㎡	地　上	A	A
		地階又は地下工作物内（令第 128 条の 4 第 1 項第 3 号、令第 129 条第 3 項）	D	D
	≧ 400 ㎡	地　上	B（3 階以上に居室がある場合、天井は不燃又は準不燃材料）	D
		地階又は地下工作物内	D	
ハ．その他（イ．以外）	＜ 100 ㎡	地　上	A	A
		地階又は地下工作物内（令第 128 条の 4 第 1 項第 3 号、令第 129 条第 3 項）	D	D
	≧ 100 ㎡	地　上	B（3 階以上に居室がある場合、天井は不燃又は準不燃材料）	D
		地階又は地下工作物内（令第 128 条の 4 第 1 項第 3 号、令第 129 条第 3 項）	D	
ニ．地階又は地下工作物内にある場合（イ．以外）			D	D

参考チェックリスト	延べ床面積が 500 ㎡を超える場合→ 2.2 (2) 規模等チェックリスト
	11 階以上の部分の場合　→ 2.2 (2) 規模等チェックリスト
	無窓の居室の場合　→ 2.2 (3) 無窓の居室チェックリスト

（６）「病院・ホテル・寄宿舎・養老院・児童福祉施設等」チェックリスト

（令第 128 条の 4 第 1 項第 1 号、令第 129 条第 1 項）

注：「」内の用途は、病院、診療所（患者の収容施設のあるもの）、ホテル、旅館、下宿、寄宿舎、養老院、児童福祉施設、助産所、身体障害者更生援助施設（補装具製作施設、視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、精神障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、知的障害者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、及び母子保健施設の 17 用途である。

対象となる建築物の構造・規模等 ＼ 対象部分		居　室	避難路（特別避難階段・避難階段）
イ．自動式スプリンクラー設備等、及び排煙設備のある場合（令第 129 条第 7 項）		A	A
ロ．耐火構造物（イ．以外）	3 階以上の部分の床面積の合計 ≧ 300 ㎡（31m 以下の部分で 100 ㎡以下に防火区画されたものを除く）	B（3 階以上に居室がある場合、天井に木質材料、不可）	D
	その他	A	A
ハ．準耐火建築物（イ．以外）（階数=2）	2 階部分の床面積の合計（病院は患者の収容施設がある場合のみ）≧ 300 ㎡（31m 以下の部分で 100 ㎡以下に防火区画されたものを除く）	B	D
	その他	A	A
ニ．木造その他の建築物（イ．以外）（階数=2）	床面積の合計 ≧ 200 ㎡	B	B
	その他	A	A
ホ．地階又は地下工作物内にある場合（イ．以外）（令第 128 条の 4 第 1 項第 3 号）		D	D
参考チェックリスト	延べ面積が 500 ㎡を超える場合 → 2.2（2）規模等チェックリスト		
	11 階以上の部分の場合 → 2.2（2）規模等チェックリスト		
	無窓の居室の場合 → 2.2（3）無窓の居室チェックリスト		
	火気使用室の場合 → 2.2（4）規模等チェックリスト		

（7）「百貨店・キャバレー・遊技場・飲食店・店舗等」チェックリスト

（令第 128 条の 4 第 1 項第 1 号、令第 129 条第 1 項）

注：「」内の用途は、百貨店、マーケット、展示室、キャバレー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、及び物品販売業を含む店舗（床面積＞ 100 ㎡）の 13 の用途である。

構造・規模等 ＼ 対象部分		居　室	避難路（特別避難階段・避難階段）
イ．自動式スプリンクラー設備等、及び排煙設備のある場合（令第 129 条第 7 項）		A	A
ロ．耐火建築物（イ．以外）	3 階以上の部分の床面積の合計 ≧ 1000 ㎡	B （3 階以上に居室がある場合、天井に木質材料は、不可）	D
	その他	A	A
ハ．準耐火建築物（イ．以外）（階数=2）	2 階部分の床面積の合計 ≧ 500 ㎡	B	D
	その他	A	A
ニ．木造その他の建築物（イ．以外）（階数=2）	床面積の合計 ≧ 200 ㎡	B	D
	その他	A	A
ホ．地階又は地下工作物内にある場合（イ．以外）（令第 128 条の 4 第 1 項第 3 号）		D	D
参考チェックリスト	延べ床面積が 500 ㎡を超える場合 → 2.2（2）規模等チェックリスト		
	11 階以上の部分の場合 → 2.2（2）規模等チェックリスト		
	無窓の居室の場合 → 2.2（3）無窓の居室チェックリスト		
	火気使用室の場合 → 2.2（4）規模等チェックリスト		

（８）自動車車庫・自動車修理工場チェックリスト

（令第 128 条の 4 第 1 項第 1 号、令第 129 条第 1 項）

構造・規模等 ＼ 対象部分	居　室	避難路（特別避難階段・避難階段）
イ．自動式スプリンクラー設備等、及び排煙設備のある場合（令第 129 条第 7 項）	A	A
ロ．その他	D	D
参考チェックリスト	11 階以上の部分の場合　→ 2.2(2)規模等チェックリスト	

表：チェックリスト中の表示番号

室・部位 ＼ チェックリストの表示番号	居室・火気使用室			避難路（廊下、階段、通路等）（ただし、避難経路・特別避難階段は除く）	
	天井（屋根）	上部（壁）	腰壁	天井（屋根）	壁
A	◎	◎	◎	◎	◎
B	○	○	◎	×	×
C	×	×	◎	×	×
D	×	×	×	×	×

注１：表の中の記号の説明
　◎　すべての木質材料の**使用可**
　○　難燃材料又は難燃材料に準ずる木質材料の**使用可**
　×　木質材料の**使用不可**
　　（ただし、回り縁、窓台、その他これらに類する部分は、可。）
　　（使用材料の防火性能が準不燃のもしくは不燃でなければならない場合）
注２：天井がないときは、屋根の屋内面が対象となる。
注３：ここでいう「腰壁」とは、床面から高さが 1.2 メートル以下の部分をいい、「上部壁」とは、腰壁より上の壁の部分をいう。
注４：ここでいう「避難路」とは、居室等から、地上に通ずる廊下、階段、通路等をいう。避難路のうち、避難階段及び特別避難階段については、階段を耐火構造とし、周囲（いわゆる、階段室等）の仕上げは、下地を含めて不燃材料とする必要がある。
注５：非常用エレベーター乗降ロビーは、下地、仕上げ共に不燃材料とする。
注６：腰壁は P-7 の (2) の但し書きのように制限を受ける場合がある。

＜附＞

特殊建築物は不特定多数の居住者や在館者が、火災が生じても安全に避難できるために建物用途や建物の種類に応じて一定規模を超えるもの対して内装を制限している。

表-1は内装制限の一覧表で、建物用途、構造区分、居室の面積に応じて防火材料を使用することを規定している。◎は木質材料がそのまま使える範囲を示し、○は難燃材料、●は準不燃材料、▲は不燃材料を用いる範囲を示している。

表-2は内装制限が緩和される特殊建築物の範囲を示している。劇場・映画館等、病院・ホテル等、百貨店・マーケット等の特殊建築物では、2階以下に該当する居室がある場合で、天井を準不燃材料又は不燃材料を張った場合は、壁に木質材料を張ることができることとなっている。木質材料の張り方については、「参考」（4ページ）難燃材料でした仕上げに準ずる仕上げ（平成12年建設省告示第1439号）に示している。

表－1　内装制限一覧表　（法35の２、令128の３の２、令129、H12建告1439号）

建物用途	構造区分	居室等（100 200 300 400 500 1,000 2,000 3,000）	地上に通じる主たる廊下・階段通路
①劇場・映画館・演芸場・公会堂・集会場	耐火建築物	◎　○●（客席）	●
	準耐火建築物	◎　○●（客席）	
	その他の建築物	◎　○●（客席）	
②病院・診療所（患者の収容施設のあるもの）・ホテル・旅館・下宿・児童福祉施設等	耐火建築物	◎　●（３階以上の部分）但し、100㎡以内の区画部分を除く	●
	準耐火建築物	◎　○●（２階部分）但し、100㎡以内の区画部分は除く	
	その他の建築物	◎　○●	
共同住宅・寄宿舎	耐火建築物	◎　◎（３階以上の部分）但し、200㎡ごとの区画部分を除く	●
	準耐火建築物	◎　○●（２階部分）但し、200㎡ごとの区画部分は除く	
	その他の建築物	◎　○●	
③百貨店・マーケット・展示場・キャバレー・カフェー・ナイトクラブ・バー、ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店又は物品販売業を営む店舗（10㎡以内を除く）	耐火構造	◎　◎（３階以上の部分）	●
	準耐火構造	◎　○（２階部分）	
	その他の建築物	◎　○	
④地階又は地下工作物の居室等で①②③等の用途に供するもの	耐火建築物 準耐火建築物 その他の建築物	全部　○	●
⑤自動車車庫・自動車修理工場	耐火建築物 準耐火建築物 その他の建築物	全部　○	●
⑥無窓の居室	耐火建築物 準耐火建築物 その他の建築物	全部　○	●
⑦階数及び規模によるもの	階数≧３	◎　○	●
	階数＝２	◎　○	
	階数＝１	◎　○	
⑧火気使用室（注2）	住宅	階数が２以上で、最上階以外の階　○	●
	住宅以外	全部（但し、主要構造部を耐火構造としたものは除く）　○	
⑨階数が11以上のもの	100㎡以内に防火区画	◎	
	200㎡以内に防火区画	●（下地とも）	
	500㎡以内に防火区画	▲（下地とも）	
⑩地下街	100㎡以内に防火区画	◎	（地下道）▲（下地とも）
	200㎡以内に防火区画	●（下地とも）	
	500㎡以内に防火区画	▲（下地とも）	

◎：内装制限なし、○：難燃材料、●：準不燃材料、▲：不燃材料

表－２　内装制限が緩和される特殊建築物
（法35条の２、令128条の４、令129条第１項第一号ロ、
令129条第４項第二号、平成12年建設省告示第1439号）

<table>
<tr><th>用途・構造・規模
区　　分</th><th>耐 火 建 築 物</th><th>準耐火建築物</th><th>その他の建築物</th></tr>
<tr><td>劇場・映画館・演芸場
公会堂・集会場等</td><td>客席の床面積の合計が400㎡以上のもの</td><td colspan="2">客席の床面積が 100㎡以上のもの</td></tr>
<tr><td>病院・診療所（患者の収容施設のあるもの）・ホテル・旅館・下宿・児童福祉施設等</td><td>当該用途に供する３階以上の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの</td><td>当該用途に供する２階部分の床面積の合計が300㎡以上のもの</td><td rowspan="2">当該用途に供する床面積の合計が200㎡以上のもの</td></tr>
<tr><td>百貨店・マーケット・展示場・キャバレー・カフェー・ナイトクラブ・バー、ダンスホール・遊技場等</td><td>当該用途に供する３階以上の部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの</td><td>当該用途に供する２階部分の床面積の合計が 500㎡以上のもの</td></tr>
</table>

注１：この表において、耐火建築物は、法86条の４の規定により耐火建築物とみなされるもの並びに準耐火建築物は同上の規定により準耐火建築物とみなされるものを含む。

注２：この表で、法第115条の２の２第１項第一号に掲げる技術的基準（１時間準耐火構造）に適合する準耐火建築物の下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する部分は、耐火建築物の部分とみなす。

注３：自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する特殊建築物、地階又は地下工作所内に設ける居室その他これらに類する居室で上記用途に供するものを有する特殊建築物以外のもの。

注４：３階以上の階に当該用途に供する居室を有する場合は、上記の緩和は適用されない。

②３階以上で延べ床面積が 500㎡以上（学校、体育館は除く）

③２階で延べ床面積が1000㎡以上（学校、体育館は除く）

④１階で延べ床面積が3000㎡以上（学校、体育館は除く）